

子どもの定期接種を受ける時期



▲市ホームページ

予防接種名		対象年齢	標準的な接種期間	接種回数および間隔	
ロタウイルス	ロタリックス (1 価)	令和 2 年 8 月 1 日以後に生まれ、出生 6 週 0 日後～ 24 週 0 日後まで	初回接種は、生後 2 か月に至った日から出生 14 週 6 日後の間	27 日以上の間隔を置いて 2 回	
	ロタテック (5 価)	令和 2 年 8 月 1 日以後に生まれ、出生 6 週 0 日後～ 32 週 0 日後まで		27 日以上の間隔を置いて 3 回	
B型肝炎		生後 1 歳未満	生後 2 か月～ 9 か月未満	27 日以上の間隔を置いて 2 回接種したあと、1 回目の接種から 139 日以上の間隔を置いて 1 回接種	
小児用肺炎球菌		生後 2 か月～ 5 歳未満	生後 2 か月～ 7 か月未満の間に接種開始	初回	標準的には生後 12 か月までに 27 日以上の間隔で 3 回 (2・3 回目は生後 24 か月までに行う)
				追加	初回終了後 60 日以上の間隔で、生後 12 か月以降に 1 回 (標準的には生後 12 か月～ 15 か月未満)
				※初回 2・3 回目の接種は生後 24 か月までに行い、それを越えた場合は接種しない。追加接種は可能。 ※初回 2 回目の接種が 12 か月を超えた場合は 3 回目は接種しない。追加接種は可能。	
			●生後 7 か月～ 12 か月未満で接種開始の場合は、初回 2 回、追加 1 回。 初回 2 回目の接種は生後 24 か月までに行い、それを越えた場合は接種しない。追加接種は可能。 ●1 歳～ 2 歳未満で接種開始の場合は、60 日以上の間隔で 2 回。 ●2 歳～ 5 歳未満で接種開始の場合は、1 回。		
ヒブ (Hib)		生後 2 か月～ 5 歳未満	生後 2 か月～ 7 か月未満の間に接種開始	初回	27 日以上 (標準的には 27 ～ 56 日まで) の間隔で 3 回 (2・3 回目は生後 12 か月までに行う)
				追加	初回接種終了後 7 か月以上 (標準的には 7 ～ 13 か月まで) の間隔で 1 回
				※初回 2・3 回目の接種が生後 12 か月までに終了しなかった場合は、初回の最後の接種から 27 日以上の間隔で 1 回	
			●生後 7 か月～ 12 か月未満で接種開始の場合は、初回 2 回、追加 1 回。 初回 2 回目の接種は生後 12 か月までに行い、それを越えた場合は接種しない。追加接種は可能。 ●1 歳～ 5 歳未満で接種開始の場合は、1 回。		
四種混合 (DPT-IPV) ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ		生後 2 か月～ 7 歳 6 か月未満	生後 2 か月～ 12 か月未満	1 期初回	20 日以上 (標準的には 20 日～ 56 日まで) の間隔で 3 回
			1 期初回 3 回目終了後 12 か月～ 18 か月の間	1 期追加	1 期初回 3 回目終了後 6 か月以上の間隔で 1 回
五種混合 (DPT-IPV-Hib) ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ		生後 2 か月～ 7 歳 6 か月未満	生後 2 か月～ 7 か月未満	1 期初回	20 日以上 (標準的には 20 日～ 56 日まで) の間隔で 3 回
			1 期初回 3 回目終了後 12 か月～ 18 か月の間	1 期追加	1 期初回 3 回目終了後 6 か月以上の間隔で 1 回
結核 (BCG)		生後 1 歳未満	生後 5 か月～ 8 か月未満	1 回接種	
麻しん風しん混合 (MR)		生後 1 歳～ 2 歳未満		1 期	1 回
		小学校就学前の 1 年間 (年長児)		2 期	1 回 ※対象者：平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生まれの方
水痘		生後 1 歳～ 3 歳未満	生後 12 か月～ 15 か月未満	1 回目	1 回
			1 回目の接種後 6 か月～ 12 か月の間	2 回目	1 回目から 3 か月以上の間隔で 1 回
日本脳炎 注 1		生後 6 か月～ 7 歳 6 か月未満	3 歳	1 期初回	6 日以上の間隔で 2 回 (標準的には 6 日～ 28 日までの間隔)
			4 歳	1 期追加	1 期初回終了後 6 か月以上の間隔で 1 回 (標準的にはおおむね 1 年後)
		9 歳～ 13 歳	9 歳 (小学 4 年生)	2 期	1 回
二種混合 (DT) ジフテリア・破傷風		11 歳～ 13 歳未満	11 歳 (小学 6 年生)	2 期	1 回
ヒトパピローマ ウイルス感染症 (HPV) 注 2		小学 6 年生～ 高校 1 年生相当の女子	中学 1 年生の間	●サーバリックス (2 価ワクチン) 1 か月後に 2 回目、1 回目から 6 か月後に 3 回目を接種	
				●ガーダシル (4 価ワクチン) 2 か月後に 2 回目、1 回目から 6 か月後に 3 回目を接種	
				●シルガード 9 (9 価ワクチン) 2 か月後に 2 回目、1 回目から 6 か月後に 3 回目を接種 15 歳未満で 1 回目を接種した場合、6 か月以上の間隔で 2 回目を接種	
※標準的な接種間隔で接種できない場合は、他のスケジュールあり。市ホームページをご覧ください。					

注1 特例として、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳になるまでの間に、4回の接種のうち不足分を定期接種として接種可能。

注2 経過措置として、平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれ的女子で、令和4年4月1日～令和7年3月31日の間に少なくとも1回以上接種し、3回完了していない場合、不足分を定期接種として接種可能。